

2020年7月より滋賀県守山市の「ふるさと納税制度」を活用し、立命館守山中学校・高等学校の教育活動をご支援いただける制度が始まりました。この制度で本校を指定していただいた場合、ご寄付いただきました金額の25%が本校の教育活動助成金として配分され、残りは守山市内の市立小中学校の教育活動支援として地域貢献に役立てられます。ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



⑨ ふるさと納税について

税制などについての詳細は、各自治体や総務省のホームページをご覧ください

お住まいの自治体に納付する住民税の一部を、他の自治体に「ふるさと納税」することで、その額を控除する仕組みです。例えば、守山市に、ふるさと納税を10,000円（*）行った場合、現在お住まいの地方自治体に支払っている住民税が8,000円減額されます。その上、返礼品などの魅力ある特典を享受できます。これが「2,000円で返礼品」の意味です。（*ふるさと納税できる金額の上限は所得によって異なります。）

ふるさと納税のポイント



- ・住民サービスを享受するという点での納税者利益は当然ありましたが、この制度を利用することで返礼品や税金の用途を指定できるなどの特典があります。また文字通り、ふるさとへの納税は故郷への貢献にもつながっています。
- ・守山市民の方は、守山市にふるさと納税をしていただいても、制度上返礼品を受け取ることができません。
- ・ふるさと納税を行ったその年に住民税が減額されるものではありません。例えば2023年12月31日までにふるさと納税を行った場合、翌年6月から1年間に渡って住民税が控除（減額）されます。10,000円ふるさと納税をしたので、すぐに8,000円が戻ってくるということではありません。



⑨ 本校への支援の仕組み

「寄附金の用途を選択」で学校指定の立命館守山中学校、立命館守山高等学校のいずれかを選択してください。ご寄付いただいた金額の25%が、本校へ助成金として配分されます。